

2024.5.15 町田、菅沼、辻村、児発管、保育士、児童指導員【記録 児童指導員】

虐待防止委員会ミーティング

◎具体例を使用した対応方法、理由をマニュアル化する

虐待として捉えられるかもしれない場面について全体で考えることが出来るように

◎これは虐待になる？どう思う？のQ&A方式でのチェックリストを行う

厚労省で出しているセルフチェックを参考にチェックリスト作成

※児発管作成

→委員会後の年2回実施

◎虐待防止マニュアル、チェックリスト、対応方法（事前対応も含めたもの）を

一冊にまとめたものを各事業所に掲示する

◎虐待が起こりうる、虐待と捉えられる可能性がある場面に応じて

統一された対応、事前の対応方法を決めたものを掲示

→特別対応マニュアルを作成し各事業所の対応方法を掲示

◎事例→理由→虐待に繋がらないための対応方法（特別対応マニュアル）

→各事業所で作成→虐待防止スタッフ周知→各リーダー確認

特別対応マニュアルベース作成 ※保育士作成

→作成後、改めて町田、菅沼、辻村を含め委員会にて内容確認

令和 4 年度第 1 回虐待拘束防止委員会議事録

1. 開催日時

令和 4 年 9 月 12 日（月） 10：00～11：00

2. 参加者

法人代表・各事業所管理者・各事業所児童発達支援管理責任者・その他職員全員

3. 議題

- ①「委員会の開催日程・責任者と各事業所の担当の決定」
- ②「今日の会議の目的と配布資料の確認をし、情報共有」
- ③「虐待防止について」
- ④「身体拘束の適正化について」
- ⑤「記録について」
- ⑥「虐待防止、身体拘束の適正化研修について」

4. 議事録

・議題①について

委員会年 1 回（9 月）委員構成 代表：法人代表 副代表：虐待防止担当者 辻村幸弥（戸山サンライズ意思決定支援と虐待防止に関する研修 修了者）メンバー：各事業所（児発管、管理者）及び全職員③虐待防止の中に身体拘束の適正化も含まれているので、会議は両方を話し合う

・議題②について

チェックリストを配布し全職員に対し実施。リストアップ後グループワーク、フィードバックを行い改めて虐待に対する考えを持つ。

・議題③について

・今年度 4 月から義務化 障害者虐待防止の更なる推進を全員で確認「現行」① 従業者への研修義務（努力義務） ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）「見直し後」→①（義務化）→②追加で委員会での結果を従業者に周知 徹底（義務化）→③虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

・議題④について

・今年度努力義務→来年 4 月～義務化 資料①P14 第 2-1-（8）身体拘束等の適正化を全員で確認「現行」身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。「見直し後」①身

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ③ 身体拘束等の適正化ための指針を整備すること ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

5. 備考・その他

今後について、次回の日程・担当について・社員ミーティング（週1回開催）、その中で虐待防止、身体拘束の適正化委員の項目の時間も設ける。対象の児童・生徒がいた場合は検討する。・各事業所にて検討すること 対象の児童・生徒、支援計画に書くべき文言

6. 参考資料

以上